

公表すべき輸送の安全に係る事項

令和7年4月1日
株式会社平成エンタープライズ



令和7年4月1日

運輸安全マネジメントに関する取組み

平成エンタープライズグループでは運輸安全マネジメントの取組みとして以下のとおり全従業員一丸となって進めてまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

安全最優先は事業の根幹です。

無事故を目指して日々、関係法令等の遵守、教育、運行管理体制の継続的改善、車両整備の徹底、先進的な技術を取り入れ、更なる安全確保をして行きます。

安全な社会こそ幸せな社会である事を心に刻み全社一丸となり業務を推進して参ります。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 令和6年度目標及び達成状況

目標	結果
重大事故ゼロ	達成 (0件)
人身事故ゼロ	達成 (0件)
有責事故各営業所の状況に応じた件数目標	達成 (8営業所) 未達成 (5営業所)

(2) 令和7年度目標

	目標
重大事故ゼロ	0件
人身事故ゼロ	0件
各営業所の有責事故状況に応じた件数目標	有責事故の件数を5件 (5営業所) 以下にする

2024年度につきましては、重大事故ゼロ・人身事故ゼロ共に達成できました。

また、営業所ごとに設けた有責事故の件数目標は13営業所中、5営業所で達成ができませんでした。

2025年度につきましては、安全運行の確保を最重要事項とし、バック事故の削減、重大事故の絶無と交通安全の削減に向けて全力で取り組んでまいります。

また、達成する営業所を10営業所以上に増やすことを目標にいたします。

3. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)

種別	目標	件数
死亡事故	0件	0件
重症事故	0件	0件
軽傷事故	0件	0件
物損事故	0件	0件
事故報告書提出	0件	0件
健康起因	0件	0件

(当社独自基準による有責事故)

種別	目標	件数
人身事故	0件	0件
物損事故	20件以内	0件
(内、バック事故)	10件以内	0件

4. 道路運送法二十二条の二第一項に規定する安全管理規程

当社の安全管理規程は別ページの通りです。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 令和6年度に講じた措置

- ① 全社員を対象に安全マネジメント第12期の実施
年間スローガン・事故削減目標件数、月間目標・月間目標件数を策定し社内掲示板及び営業所内に掲示、常に安全を意識する体制を作りました。
- ② 交通安全強化日の制定（毎月6日）
全社で無事故を目指す日とし、特に自転車・歩行者に十分に注意を払いました。
- ③ 安全対策会議の実施
前月に発生した事故の分析と再発防止対策について、管理職と各営業所の安全管理担当者(所長)が意見交換を行う会議を実施しました。（毎月開催）
- ④ 社長召集研修会の実施
研修会の実施により、全社員に対して安全に対する意識の統一を図りました。
- ⑤ 社長以下役員・幹部職員による職場巡視
各種イベントへの参加、各営業所・各施設、各バス停、巡視した他、安全意識の向上の為、現場とのコミュニケーションを図りました。

⑥各種安全運動への参画

期間中、交通事故ゼロを目標に下記の安全運動に取り組みました。

- 春・秋の全国交通安全運動
- 年末年始自動車輸送安全総点検

⑦バック事故対策

後退誘導などによる確実な後方安全確認、バック3秒ルール啓発シールを各バスの運転席に貼り、バック事故削減に取り組みました。

⑧服務規律、健康管理（安全衛生関係）

点呼場にスローガンを貼り、健康管理の意識向上を図りました。

(2) 令和7年度に講じようとする措置

(2)-1 新規の取り組み

- ・安全運転の教習車の追加導入（中型車）
事故惹起者など乗務員に対する教育内容を充実させる為、白ナンバーの教習専用車両の導入と運用に取り組みます。

(2)-2 継続的な取り組み

- ・全社員を対象に安全マネジメント研修の実施
- ・交通安全強化日の制定（毎月6日）
- ・安全対策会議の実施
- ・社長召集研修会の実施
- ・社長以下役員、幹部職員による職場巡視
- ・各種安全運動への参画
- ・バック事故対策
- ・服務規律、健康管理
- ・ヒヤリハットの情報収集

6. 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

当社の情報伝達体制その他の組織体制は別ページの通りです。

7. 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況、実施予定

(1) 令和6年度の教育及び研修の実施状況は、以下の通りです。

①全乗務員を対象とした年間指導計画に則った月例講習会の実施

2024年度乗務員教育指導予定表を作成し、毎月のテーマに沿った講習会を実施、効果測定の小テストを行いました。

②交通安全講習会・学期末毎の交通安全講習会の実施

社外講師や社内の担当者が、乗務員を対象とした講習会を実施し、交通安全・障害への理解・旅客の安全確保の為の知識を広く取り入れました。

③高齢運転者に対する教育

65歳に達した運転者に対し1年以内に適齢診断、加齢に伴う身体機能の低下と安全運転の関係について各講習会（新人研修・学期末毎講習会など）の中で教育を実施しました。

④適性診断の受診とカウンセリング

初任診断・適齢診断の他、社内に設置されたナスバネットを活用し全乗務員が3年に1度は適性診断を受診する体制を取りました。また、軽微な事故でも事故多発者については3年を待たずに適性診断を受診させ、必要に応じてNASVAの特定診断を受診、カウンセリングを実施。

※特定診断とは通常『死者または負傷者を生じた事故を引き起こした者』が対象

⑤ヒヤリハットの情報収集

運転士からの報告や、抜き打ちのチェックにより、ヒヤリハットのドラレコ映像を収集・分析し、事故や災害につながる要因を特定するとともに、再発防止策の研修を行いました。

⑥乗合バス、貸切バスの乗務員に対する研修

月例講習会のほかに、業務内容ごとに必要な研修を行いました。

⑦無事故表彰式の開催

一定期間継続して無事故かつ勤務成績が特に優秀で他の模範となる運転士に対し、表彰状・賞金・徽章等の贈呈を行う無事故表彰式を、3月に1回開催いたしました。

⑧運行管理者研修会の開催

外部から講師を招いて「安全運転講習会」を令和7年1月に実施いたしました。

⑨整備管理者の研修

タイヤ交換の際は、「作業管理表」を活用し不備がないようチェックします。また、大型車のタイヤ脱落事故防止措置として、規定のトルク値に合わせ、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用い規定トルクで締め付けるなどを、安全運行を行うための社内教育を行います。（年1回以上）

⑩整備研修会の開催

社の整備部門が、各営業所へ出向き乗務員に対し、日常点検の重要性・緊急対応の方法・整備用具の管理等の整備研修会、清掃点検研修、リフト点検研修を実施しました。（各営業所で年1回以上）

⑪初任運転者に対して行う安全運転の実技指導

法律で定められている初任運転者に対する20時間以上の実技指導について、別紙.1のとおり実施しました。

(2) 令和7年度の教育及び研修の実施予定は、当社の「令和7年度 乗務員教育指導実施計画表」の通りです。

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

[実施期間] 令和6年4月1日～令和7年3月31日

[実施対象] 貸切バスを運行している営業所（9営業所）外部行政書士によるチェック

[実施結果] 下記の指摘があった

- ①前回の訪問日（本年 1月 15日）以降に選任された運転者及び適齢運転者の乗務員台帳を確認したところ、令和6年の特別指導実施日の未記入の不備が見付かったので、是正すること。（加須営業所）
- ②拘束時間 15時間超過勤務があった場合には、運転日報へその原因を追記すること。また、予期し得ない事象による場合には、運転日報へその原因を追記すると共に当該根拠資料を添付すること。（首都圏営業所）
- ③点呼記録簿を再作成する場合には、電子保存した点呼記録簿の記載と齟齬が生じない様に注意すること。さらに、点呼記録簿の再作成後に、上記以外にも拘束時間 15 時間超過勤務に該当するケースがないか念入りにチェックすること。当該根拠資料を添付すること。（神奈川営業所）
- ④日常点検表の「運行の可否」についてチェック漏れが散見されるため、是正すること。（足立営業所）

上記①～④に対し、それぞれ講じた措置及び講じようとする措置については、以下の通りです。

- ①-適齢診断の結果が判明した後、1ヶ月以内に特別な指導を行うこと・遵守すべき事項を再確認させる。
- ②-改善基準告示により1日の拘束時間が15時間を超える場合は、超えた場合の事情（事故渋滞や通行止め）などの証拠書類を必ず添付することを徹底させる。
- ③-電子保存した点呼記録簿は、以前のデータに上書きするのではなく、元に保存した日と、修正して保存した日は別々にデータ保存し不正が無い事を証明できるようにデータの保存を行うよう周知させる。
- ④-自動車の異常や不具合に気づき、安全に走行できるかどうかを確認することが重要であることを、運行管理者および補助者に理解させる

9. 道路運送法二十二条の二第二項第四号に規定する安全統括管理者に係る情報

株式会社平成エンタープライズ 取締役 ； 今村 正睦 （2007年4月03日選任）

10. 事業用自動車の運転者、道路運送法第二十三条第一項に規定する運行管理者及び道路運送車両法第五十条第一項に規定する整備管理者に係る情報

[株式会社平成エンタープライズ]

<運転者>	正規雇用(人)	正規雇用以外(人)	平均勤続年数	水準
人数	366	174	5.4年	A
健康保険加入者(人)	350	140	5.6年	—
厚生年金加入者(人)	356	96	5.2年	—
労災保険加入者(人)	349	168	5.6年	—
雇用保険加入者(人)	344	161	5.7年	—

[運行管理者・整備管理者]	人数(人)
運行管理者人数	134
運行管理補助者人数	160
整備管理者人数	90
整備管理補助者人数	50

11. 事業用自動車に係る情報

[株式会社平成エンタープライズ]

	大型	中型	小型	平均車齢
保有台数	180	90	152	—
最新車齢	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	141日
最古車齢	30ヶ月	29ヶ月	27ヶ月	28ヶ月
ドライブレコーダー搭載車両台数	165	80	147	—
デジタル式運行記録計搭載車両台数	99	9	28	—
ASV搭載車両台数	99	29	59	—
主な運行の態様	観光輸送(昼間)、学校・企業等送迎、乗合高速バス			
任意保険(対人)	無制限			
任意保険(対物)	無制限			

【初任運転者に対する安全運転の実技指導】

弊社では、法律で定められている初任運転者に対する20時間以上の実技指導（添乗つき）について、次の通り実施しております。

■実施時期：入社後、20時間の実技指導の後見極めを合格するまでの期間
（大型二種免許取得者については、取得後に同指導を行う）

■車種区分：小型バス、マイクロバス・中型バス、大型バス

■教育指導者：当社の各営業所の所長および指導運転士
（実務経験3年以上のもの）

■実施ルート：

（一例）

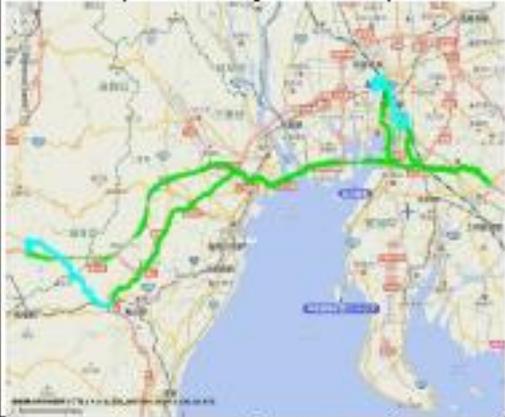
実際に運行する経路・迂回路、空港制限区域(ランプのみ)
<高速・一般道路、坂道、隘路、ホテル構内、市街地、雪道(貸切のみ)等>

※営業所ごとのルートの一例は別ページの通りです。

■指導の内容：

- ・安全な運転に関する基本的事項
- ・車両機能と安全装置
- ・車両の構造上の特性と日常点検の方法
- ・運転姿勢と運転操作
- ・車両感覚と走行軌跡
- ・後退操作
- ・一般道（迂回路、市街地、交差点等）の走行訓練（昼間・夜間）
- ・高速道、首都高速の走行訓練（昼間・夜間）
- ・運行経路、バス停の確認
- ・緊急時の対応

2024年度

名古屋①		初任運転者に対する特別な実技指導					
営業所	名古屋	車種区分	大型				
添乗指導期間	2024/7/11	～	2024/7/24				
実施ルート	図の通り						
日付	2024/7/11	指導歴	2024年7月～	日付	2024/7/15	指導歴	2019年4月～
							
日付	2024/7/16	指導歴	2019年4月～ 2023年1月～	日付	2024/7/18	指導歴	2019年4月～
							
日付	2024/7/19	指導歴	2019年4月～	日付	2024/7/24	指導歴	2020年11月～
							